

【参考】平成29年度久慈市教育・保育施設利用料

● 教育・保育施設利用者負担額基準表（平成29年4月以降適用）

（月額、単位：円）

幼稚園・認定こども園（教育部分）			保育所・認定こども園（保育部分）							
階層区分		1号認定	階層区分		3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （市町村民税が均等割の額のみ世帯含む）	1,400	B	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
			C1	市町村民税が均等割の額のみ	13,000	12,800	9,500	9,400	9,500	9,400
3	市町村民税所得割額が 77,101円未満	8,400	C2	市町村民税所得割額が 30,500円未満	17,000	16,800	13,000	12,800	13,000	12,800
			C3	同じく30,500円以上 48,600円未満	19,000	18,700	16,000	15,800	16,000	15,800
			D1S	同じく48,600円以上 57,700円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	18,500	18,200
			D1	同じく57,700円以上 58,000円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	18,500	18,200
			D2	同じく58,000円以上 68,000円未満	24,000	23,600	21,000	20,700	21,000	20,700
			D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満	28,700	28,300	25,200	24,800	24,900	24,500
			D3	同じく77,101円以上 80,500円未満	28,700	28,300	25,200	24,800	24,900	24,500
			D4	同じく80,500円以上 97,000円未満	30,000	29,500	25,200	24,800	24,900	24,500
			D5	同じく97,000円以上 107,000円未満	35,300	34,700	31,800	31,300	28,800	28,400
			D6	同じく107,000円以上 120,000円未満	39,500	38,900	35,000	34,500	28,800	28,400
			D7	同じく120,000円以上 140,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	28,800	28,400
			D8	同じく140,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	28,800	28,400
			4	市町村民税所得割額が 211,200円以下	12,800	D9	同じく169,000円以上 200,000円未満	44,500	43,800	35,000
D10	同じく200,000円以上 250,000円未満	47,000				46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
D11	同じく250,000円以上 301,000円未満	47,000				46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
D12	同じく301,000円以上 397,000円未満	47,000				46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
D13	同じく397,000円以上	47,000				46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
D13	同じく397,000円以上	47,000				46,300	35,000	34,500	28,800	28,400
5	市町村民税所得割額が 211,201円以上	18,000								

★ ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯

（月額、単位：円）

幼稚園・認定こども園（教育部分）			保育所・認定こども園（保育部分）							
階層区分		1号認定	階層区分		3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	市町村民税非課税世帯 （市町村民税が均等割の額のみ世帯含む）	0	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
			C1	市町村民税が均等割の額のみ	6,000	5,900	4,250	4,200	4,250	4,200
3	市町村民税所得割額が 77,101円未満	1,400	C2	市町村民税所得割額 30,500円未満	8,000	7,900	6,000	5,900	6,000	5,900
			C3	同じく30,500円以上 48,600円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D1S	同じく48,600円以上 57,700円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D1	同じく57,700円以上 58,000円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D2	同じく58,000円以上 68,000円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900
			D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満	9,000	8,850	6,000	5,900	6,000	5,900

※1 利用料の算定方法

- 教育・保育施設を利用する子どもの保護者（同居の祖父母等が生計の中心者の場合は、祖父母も含む）の市町村民税の合算額により決定します。
- 4～8月分は平成28年度市町村民税額（27年中の収入）、9～3月分は平成29年度市町村民税額（28年中の収入）により算定します。
- 上記の市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の適用はありません。

※2 多子軽減

- 1号認定子ども：小学校3年生までの子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 2号・3号認定子ども：施設を利用している子どもが世帯で2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 市町村民税非課税世帯（1号認定子どもは市町村民税が均等割の額のみ世帯含む）：子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- ひとり親世帯等：世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- 世帯の市町村民税所得割合算額が、1号認定子どもは77,101円未満、2号・3号認定子どもは57,700円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降は、上記にかかわらず無料となります。【久慈市独自の軽減】

※3 月途中入退所

- 1号認定子どもは20日、2号・3号認定子どもは25日で日割り計算した利用料となります。

【参考】平成29年度久慈市教育・保育施設利用料(多子軽減適用)

● 教育・保育施設利用者負担額基準表(平成29年4月以降適用)

(月額、単位：円)

幼稚園・認定こども園(教育部分)			保育所・認定こども園(保育部分)				
階層区分		1号認定		階層区分		2号・3号認定	
		国	市			国	市
1	生活保護世帯	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】		A	生活保護世帯	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】	
2	市町村民税非課税世帯(市町村民税が均等割の額のみ)の世帯含む)			B	市町村民税非課税世帯		
3	市町村民税所得割額が77,101円未満			C1	市町村民税が均等割の額のみ		
				C2	市町村民税所得割額が30,500円未満		
				C3	同じく30,500円以上48,600円未満		
4	市町村民税所得割額が211,200円以下	小学校3年生までの子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子半額、第3子以降無料【国】	世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降無料【市】	D1S	同じく48,600円以上57,700円未満	施設を利用している子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子半額、第3子以降無料【国】	世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降無料【市】
				D1	同じく57,700円以上58,000円未満		
				D2	同じく58,000円以上68,000円未満		
				D3S	同じく68,000円以上77,101円未満		
				D3	同じく77,101円以上80,500円未満		
				D4	同じく80,500円以上97,000円未満		
				D5	同じく97,000円以上107,000円未満		
				D6	同じく107,000円以上120,000円未満		
				D7	同じく120,000円以上140,000円未満		
				D8	同じく140,000円以上169,000円未満		
				D9	同じく169,000円以上200,000円未満		
				D10	同じく200,000円以上250,000円未満		
				D11	同じく250,000円以上301,000円未満		
D12	同じく301,000円以上397,000円未満						
D13	同じく397,000円以上						
5	市町村民税所得割額が211,201円以上						

★ ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯

(月額、単位：円)

幼稚園・認定こども園(教育部分)			保育所・認定こども園(保育部分)				
階層区分		1号認定		階層区分		2号・3号認定	
2	市町村民税非課税世帯(市町村民税が均等割の額のみ)の世帯含む)	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】		B	市町村民税非課税世帯	子どもの年齢制限なく第2子以降無料【国】	
3	市町村民税所得割額が77,101円未満			C1	市町村民税が均等割の額のみ		
				C2	市町村民税所得割額30,500円未満		
				C3	同じく30,500円以上48,600円未満		
				D1S	同じく48,600円以上57,700円未満		
				D1	同じく57,700円以上58,000円未満		
				D2	同じく58,000円以上68,000円未満		
				D3S	同じく68,000円以上77,101円未満		

※1 利用料の算定方法

- 教育・保育施設を利用する子どもの保護者(同居の祖父母等が生計の中心者の場合は、祖父母も含む)の市町村民税の合算額により決定します。
- 4~8月分は平成28年度市町村民税額(27年中の収入)、9~3月分は平成29年度市町村民税額(28年中の収入)により算定します。
- 上記の市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の適用はありません。

※2 多子軽減

- 1号認定子ども：小学校3年生までの子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 2号・3号認定子ども：施設を利用している子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 市町村民税非課税世帯(1号認定子どもは市町村民税が均等割の額のみ)の世帯含む)：子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- ひとり親世帯等：世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子以降は無料となります。
- 世帯の市町村民税所得割合算額が、1号認定子どもは77,101円未満、2号・3号認定子どもは57,700円未満の場合、子どもの年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降は、上記にかかわらず無料となります。【久慈市独自の軽減】

※3 月途中入退所

- 1号認定子どもは20日、2号・3号認定子どもは25日で日割り計算した利用料となります。